

6 参考資料

(1) 策定経過

① 愛西市健康日本 21 計画策定委員会

項目	日時	主な内容
第1回 策定委員会	令和6年 5月2日(木)	・計画の概要について ・策定体制及びスケジュール(案)について ・評価アンケート内容(案)について
第2回 策定委員会	11月5日(火)	・計画策定の進捗状況について ・第3次愛西市健康日本21計画骨子(案)について
第3回 策定委員会	12月2日(月)	・第3次愛西市健康日本21計画(案)について ・パブリックコメントについて
第4回 策定委員会	令和7年 2月27日(木)	・パブリックコメントについて ・第2次愛西市健康日本21計画における評価項目の最終値及び判定について ・愛西市健康日本21計画(第3次健康日本21計画・第3次愛西市食育推進計画・第2次愛西市自殺対策計画)について

② 愛西市健康日本 21 計画策定委員会作業部会

項目	日時	主な内容
第1回 作業部会	令和6年 9月26日(木)	・第3次愛西市健康日本21計画の概要と作業部会のスケジュール ・グループ討議「市の現状や健康づくりに対する意見交換」 ・事業評価シートの記入依頼
第2回 作業部会	11月21日(木)	・計画策定の進捗状況について ・第3次愛西市健康日本21計画骨子(案)について ・グループワーク「市の取組と評価指標の設定」

③ 各種調査等

項目	日時	主な内容
健康に関する アンケート調査	令和6年 4月17日(水) ～5月24日(金)	市在住の保育園児の保護者 1,291人
	6月7日(金) ～6月26日(水)	小学3年生、5・6年生 623人 中学1・3年生 428人 17～18歳 300人 20～89歳 2,000人
関連事業調査	令和6年 10月4日(金) ～10月11日(金)	健康増進及び食育、自殺対策に関する施策や事業を抽出し、分野別、ライフステージ別の取組を把握(市及び津島保健所)
	11月13日(水) ～11月25日(月)	健康増進及び食育、自殺対策に関する、分野別の取組を把握(地域・職域・団体・学校等)
パブリックコメント	令和7年 1月7日(火) ～2月5日(水)	市民から計画に対する意見を募集

(2) 委員会設置要綱

① 愛西市健康日本21計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、愛西市健康日本21計画の策定に関し必要な事項を協議するため、愛西市健康日本21計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、愛西市健康日本21計画の内容について検討し、又は協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国又は県の行政機関の職員
- (3) 保健医療関係団体の代表者
- (4) 地域団体等の代表者
- (5) 愛西市健康日本21計画推進市民部会による代表者
- (6) 愛西市役所の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、愛西市健康日本21計画が策定されるまでとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長とする。

3 委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 計画の策定に関し必要な事項を調査及び協議するため、愛西市健康日本21計画策定委員会作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 部会は、次の各号に掲げる事項について調査及び協議を行い、その内容を委員長に報告する。

- (1) 計画書に記載する内容に関する事項
- (2) その他計画の策定に必要な事項

(庶務)

第8条 委員会等の庶務は、健康子ども部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(初回の会議の招集)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招集する。

附 則（平成28年3月31日告示第76号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日告示第38号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第66号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

② 愛西市食育推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、愛西市食育推進計画の策定に関し必要な事項を協議するため、愛西市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、愛西市食育推進計画の内容について検討し、又は協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、愛西市健康日本21計画策定委員会設置要綱（平成25年愛西市告示第19号。以下「設置要綱」という。）第4条の規定により委員となった者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、設置要綱第5条の規定により選出された者を充てる。

4 委員長は、会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 計画の策定に関し必要な事項を調査及び協議するため、愛西市食育推進計画策定委員会作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、設置要綱第7条第2項の規定により選出された者を充てる。

3 部会は、次の各号に掲げる事項について調査及び協議を行い、その内容を委員長に報告する。

(1) 計画書に記載する内容に関する事項

(2) その他計画の策定に必要な事項

(庶務)

第7条 委員会等の庶務は、産業建設部産業振興課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

③ 愛西市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛西市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、愛西市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関して必要な審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国又は県の行政機関の職員
- (3) 保健医療関係団体の代表者
- (4) 地域団体の代表者
- (5) 愛西市健康日本21計画推進市民部会による代表者
- (6) 愛西市役所の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 委員長は、会議の議長とする。

3 委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員長は、計画の策定に関し必要な事項を調査及び協議するため、愛西市自殺対策計画策定委員会作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置く。

3 部会長は、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会は、次に掲げる事項について調査及び協議を行い、その内容を委員長に報告する。

- (1) 計画の内容に関する事項
- (2) その他計画の策定に必要な事項

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、健康子ども部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月11日から施行する。

(委員会の招集に関する経過措置)

2 この告示の施行日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(3) 委員名簿

① 策定委員会

選出区分	所属等	氏名
学識経験を有する者	藤田医科大学	◎巽 あさみ
国又は県の行政機関の職員	津島保健所	近 藤 良 伸
保健医療関係団体の代表者	愛西市内医師	○原 蘭 晋太郎
保健医療関係団体の代表者	愛西市内歯科医師	前 川 明 之
保健医療関係団体の代表者	愛西市内薬剤師	安 井 久
地域団体等の代表者	あいち海部農業協同組合	山 岸 正 雄
地域団体等の代表者	愛西市商工会	水 野 善 弘
地域団体等の代表者	愛西市社会福祉協議会	原 田 健 三
地域団体等の代表者	愛西市老人クラブ連合会	堀 田 豊 彦
地域団体等の代表者	愛西市婦人会	中 村 文 子
地域団体等の代表者	コミュニティ連絡協議会	橋 本 千恵美
地域団体等の代表者	愛西市健康づくり食生活改善推進協議会	土 方 美津恵
地域団体等の代表者	愛西市健康づくり運動推進協議会	寺 本 貴 子
愛西市健康日本 21 計画推進 市民部会による代表者	愛西市健康日本 21 計画推進市民部会	小 林 由利江
愛西市健康日本 21 計画推進 市民部会による代表者	愛西市健康日本 21 計画推進市民部会	立 松 珠 巳
地域団体等の代表者	愛西市立八輪小学校	伊 藤 久 美
地域団体等の代表者	愛西市立永和小学校	岡 戸 香 織
愛西市役所の職員	愛西市健康子ども部子育て支援課	横 江 一 実

◎委員長 ○副委員長

② 作業部会

所 属
愛知県津島保健所
愛西市立北河田小学校栄養教諭
愛西市 経営企画課、市民協働課、高齢福祉課、社会福祉課、保険年金課、子育て支援課、 都市計画課、学校教育課、生涯学習スポーツ課